

予算特別委員会資料

令和6年度予算説明書

会 計 室

目 次

1. 会計室の事業概要.....	3
2. 歳入歳出予算一覧表	4
3. 歳入予算の説明	5
4. 歳出予算の説明	6
5. 関連議案.....	8

1. 会計室の事業概要

(1) 会計室は次の事務を行う。

- ① 一般会計、特別会計の現金・有価証券の出納・保管及び決算の調製等の会計事務
- ② 3企業会計（下水道事業、港湾事業、新都市整備事業）の現金・有価証券の出納・保管の事務
- ③ 支出負担行為の確認事務
- ④ 公共料金一括支払の事務

(2) 公金の収納・支払は、本市の指定金融機関である「三井住友銀行」が取り扱っている。

2. 歳入歳出予算一覧表

(単位 千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
17 使用料及手数料	2 手 数 料	52,809	2 総 務 費	1 総 務 費	4,737,893
24 諸 収 入	7 雑 入	4,397,918			
合 計		4,450,727	合 計		4,737,893

3. 歳入予算の説明

(単位 千円)

科 目	本年度	前年度	比 較	説 明
17 使 用 料 及 手 数 料	52,809	124,500	△71,691	
2 手 数 料	52,809	124,500	△71,691	
1 証 紙 収 入	52,809	124,500	△71,691	
1 証 紙 収 入	52,809	124,500	△71,691	介護サービス事業者指定、産業廃棄物処理業許可、建築確認申請等の手数料
24 諸 収 入	4,397,918	4,415,408	△17,490	
7 雑 入	4,397,918	4,415,408	△17,490	
1 預 金 利 子	10,000	10,000	-	歳計現金預金利子
5 償 還 金	4,386,103	4,405,398	△19,295	
1 会 計 室	4,386,103	4,405,398	△19,295	公共料金一括支払による償還金
9 雑 入	1,815	10	1,805	
3 会 計 室	1,815	10	1,805	
合 計	4,450,727	4,539,908	△89,181	

4. 歳出予算の説明

(単位 千円)

科目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳				備考
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	市債	その他		
2 総務費	4,737,893	4,627,775	110,118	-	-	4,397,918	339,975	
1 総務費	4,737,893	4,627,775	110,118	-	-	4,397,918	339,975	会計事務執行に要する ①公共料金一括支払経費 ②公金の振込手数料、取納手数料、収入証紙売捌手数料及び一般事務経費等
1 職員費	-	50	△50	-	-	-	-	
2 総務管理費	4,737,893	4,627,725	110,168	-	-	4,397,918	339,975	

支払（振込）手数料の有償化

総務省通知により、地方公共団体と指定金融機関等の間において、公金の収納又は支払の事務について適正な経費負担となるよう見直しを行うこととされた。

本市では、指定金融機関である三井住友銀行と協議を行い、公金の支払（振込）手数料について、同行の規定振込料金の中で最も低い 110 円/件（給与振込を除く）を予定している（令和 6 年 10 月～）。なお、銀行窓口での収納にかかる手数料については、引き続き無償を予定している。

支払（振込）手数料 113,850千円（@110円×年間207万件×6ヵ月）

- ・個別銀行間の協議により定めていた「銀行間手数料」は廃止され、全国銀行資金決済ネットワークが定める内国為替制度運営費（送金元銀行から送金先銀行に対して支払う費用）へ移行された。これにより、令和 3 年 10 月より送金元の銀行負担は 62 円/件（税別）となった。
- ・地方公共団体の公金振込にも令和 6 年 10 月から内国為替制度運営費が適用され、振込手数料はこれに銀行の運営コストが加算されることとなる。

指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について

（総務省から全ての地方公共団体に対する技術的助言（令和 4 年 3 月 29 日付通知）【要旨】）

地方公共団体及び指定金融機関等の公金の収納又は支払の事務に関し、「①デジタル化の推進、②公金収納等事務の経費負担の見直し」を行い、同事務の効率化・合理化を通じて国民生活の利便性の向上、及び社会経済活動全般の効率化を図ること。

5. 関連議案

第7号議案 学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件（関係分）

第 7 号議案

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例の件
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例を次のように制定する。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例
次に掲げる条例は、廃止する。

(1)～(5) [略]

(6) 神戸市収入証紙条例（昭和39年3月条例第44号）

(7)～(9) [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6号及び次項から附則第4項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
（収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 前項ただし書に規定する日前に売りさばかれた収入証紙（第6号の規定による廃止前の神戸市収入証紙条例（次項において「旧条例」という。）第4条の規定により無効とされるものを除く。以下同じ。）は、令和8年3月31日までの間は、なお従前の例により使用することができる。
- 3 旧条例第3条第1項の規定により売りさばき人として指定されていた者で第6号の規定の施行の際現に買い受けた収入証紙を保有しているものは、市長が定めるところにより、附則第1項ただし書に規定する日から令和7年6月30日までに当該収入証紙を返還しなければならない。この場合において、市長は、その定めるところにより、現金を還付するものとする。
- 4 前項に規定する者を除くほか、現に収入証紙を保有する者は、附則第1項ただし書に規定する日から令和10年3月31日までの間に限り、市長が定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。
- 5 [略]

理 由

条例の制定から時間を経過したものの見直しを行ったことに伴い、条例を廃止する必要があるため。

神戸市収入証紙条例の廃止

事業者等が本市に特定の手数料を納付する際、収入証紙の購入を求めてきたが、これを廃止し、販売場所や販売時間が限られない e-KOBE による電子申請・納付の導入、並びに窓口でのキャッシュレス端末機の設置などにより、事業者等の利便性向上、及び行政事務の効率化を推進する（キャッシュレスに対応できない事業者等については納付書発行により対応）。

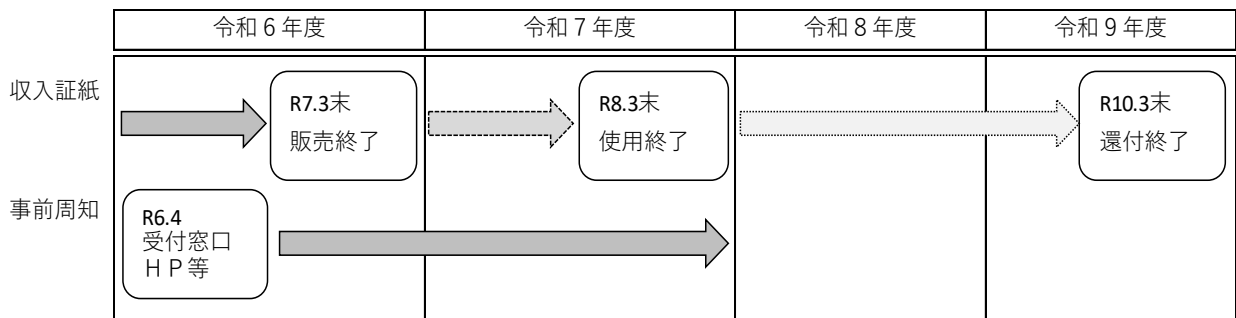
学校法人の助成に関する条例等を廃止する条例 第6号 神戸市収入証紙条例（廃止）

公布日：令和6年4月1日 施行日：令和7年4月1日

【経過措置】

- ・販売 令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間は、収入証紙を販売
- ・使用 令和8年3月31日まで、購入済の収入証紙の使用が可能
- ・返還 売りさばき人（銀行等）は、令和7年6月30日までに本市に収入証紙を返還
- ・還付 収入証紙を未使用の事業者等は、令和10年3月31日までの間、払い戻しが可能

○収入証紙廃止スケジュール



○収入証紙利用件数等

（単位：円・件）

所管局	区 分	令和4年度	
		件数	貼付による納付額
建築住宅局	建築確認申請等手数料	250	4,182,100
環境局	産業廃棄物処理業許可申請等手数料	142	5,842,400
福祉局	介護サービス事業者指定申請等手数料	818	10,567,000
健康局	医薬品販売業許可等手数料	641	8,250,840
建設局	道路境界明示申請手数料	782	1,267,800
建設局	屋外広告物許可申請等手数料	1,762	18,734,100
建設局	特殊車両通行許可申請手数料	2,340	14,611,400
	合 計	6,735	63,455,640